

一般事業主行動計画

株式会社 ダイセン工業

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年（2026年）1月7日～令和11年（2029年）1月6日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業の取得促進と、職場復帰しやすい環境の整備
男女問わず育児に参加できる社内風土の醸成を図ることはもちろん、特に男性社員の育児休業の取得率を上げていく。

[対策]

- ・令和8年1月～ 改めて育児休業制度について周知・啓発するため、全社員に対し、最新の資料を配布する。
- ・令和8年3月～ 管理職研修に「育児休業」を設け、部下、特に男性社員の育休取得に対する理解を促す。

目標2：所定外労働の削減に向けた措置の実施
全社レベルで生産性の向上を図り、ワークライフバランスを推進する。

[対策]

- ・令和8年1月～ 各部署の残業時間を毎月集計し、過度な残業が発生している部署へのヒアリングと対策を行う。
- ・令和8年1月～ 社内DXと業務の標準化（マニュアル化）をさらに進め、特定の部署や個人に負担が集中しない体制づくりを図る。

目標3：年次有給休暇の取得促進に向けた措置の実施
計画期間内に、全社員の年次有給休暇の取得を「前年比+2日」とする。

[対策]

- ・令和8年1月～ 全従業員の取得状況を把握し、課題の抽出を行う。
- ・令和8年2月～ 取得しやすい制度とするため、取得単位の見直し（半日または時間）を検討する。
- ・令和8年4月～ 検討結果をふまえ、対策策を講じる。